

令和 8 年度離職者等再就職訓練事業委託
(知識等習得コース) に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 1 2 月 1 1 日

山梨県立就業支援センター所長

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

令和 8 年度離職者等再就職訓練事業

コース名称及び数量は入札説明書の別添 2 令和 8 年度委託職業訓練実施計画書のとおり

(2) 業務の内容

業務概要及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

訓練開始の日から訓練修了日の翌日から起算して最大 1 3 0 日以内まで

(4) 履行場所

山梨県立就業支援センター所長が指定する場所

(5) 入札の位置づけ

本入札は、年度開始前であるため、本入札における落札の効果は、令和 8 年 4 月 1 日(令和 8 年度予算発効時)において効力を生ずるものとする。

2 一般競争入札の参加資格

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 3 年山梨県告示第 6 7 号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

(3) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。

(5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(7) 別添 1 の要件をすべて満たすこと。

(8) 山梨県内に、本社（店）、支社（店）又は営業所を有する者であること。

(9) 単独事業者であること。

3 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

山梨県立就業支援センター

郵便番号：400-0026

住所：山梨県甲府市塩部四丁目5-28

電話：055-251-3210

メールアドレス：shugyo@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から令和7年12月26日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで3の（1）の場所において交付する。また、電子メールによる交付を希望する場合は、電子メールにて3（1）に掲げるメールアドレス宛に、次の事項を記載して送信すること。

①件名

令和8年度離職者等再就職訓練事業委託（コース名）に係る一般競争入札説明書交付の希望について

②本文

③法人名、担当部署・担当者の職名・氏名、電話番号、メールアドレス

なお、メール送信後は、必ず電話でメールの着信を確認すること。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

令和7年12月11日（木）から令和7年12月26日（金）午後4時必着で3の（1）の場所に持参又は郵送で提出すること。持参の場合は、県の休日を除く毎日、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時までに提出すること。郵送の場合は、郵便書留により令和7年12月26日（金）午後4時までに必着で提出すること。

(4) 説明会について

実施しない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和8年1月16日（金）午後1時30分から

※入札開始時刻は、別途参加予定者に通知する。

場所：山梨県立就業支援センター 2階 第1研修室

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の無効

2の一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当

する入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 その他

(1) 入札保証金

免除（規則第108条の2第2号の規定による。）

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する場合は、これを免除する。

(3) 違約金の有無

規則第120条に該当する者は、違約金を徴収する。

(4) 最低制限価格

無

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 前払金の有無

無

(7) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむ得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為があるなどにより明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(8) その他

落札者が契約締結までの間に「2 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

その他、詳細は、入札説明書による。

別添 1

1. 受託しようとする訓練の目的・目標、カリキュラム内容、訓練時間、訓練場所等が、求職者の職業能力の開発及び向上に資するものであって、真に就職に必要な訓練と認められるものであること。
2. 受託しようとするカリキュラム内容と同程度の訓練等を1年以上実施しており、入校実績・修了実績を有するものであること。

なお、同程度の訓練等とは訓練期間までは拘束せず訓練内容とし、また1年以上とは、申請日より1年以上前から同程度の訓練を開始し、引き続き行っていることとする。

3. 訓練を適切に管理・運営できる組織・人員を備えており、訓練全般に係る統括責任者、就職支援責任者及び事務担当者が配置されていること。
4. 仕様書に定める定員の受講生が訓練を受けるに十分な施設、設備及び備品等が整備されていること。
5. 訓練を指導する者は、下記に該当する者で、担当する科目の指導経験を1年以上有する者であること。

職業訓練指導員免許を有する者又は学歴、実務経験等の要件に適合するなど、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者としてすること。なお、学歴、実務経験等の要件に適合するとは、職業能力開発促進法第30条の2第2項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者（担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、又は、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能な者を含む。）であること。

訓練を指導する者の配置は、訓練内容が実技のものにあつては15人に1人以上（デジタル分野に係る技能等を付与する訓練コースは20人に1人以上）、学科のものにあつては概ね30人に1人以上の配置をすること。

6. 過去5年間以内に委託訓練実施要領（（「総合雇用対策」等に基づくあらゆる教育訓練資源を活用した委託訓練の推進について）（平成13年12月3日付け能発第519号）別添「委託訓練実施要領」）に規定されている不正行為（他の要領に基づく委託訓練や求職者支援訓練において不正行為があった場合も含む。）に係る処分がないこと。また、公共職業訓練の受託機関として適性を欠くような事業主体でないこと。
7. 個人情報の取り扱いについて十分な注意を払い、受託事業コースで知り得た個人情報を、他の業務に利用しないこと。